

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、特に心身及び経済的に大きな負担が生じている低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、新たに特別給付金を支給します。

記



1 支給対象者

令和 3 年 4 月分の児童扶養手当受給世帯等

（児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変した世帯を含む。）

2 支給額

児童 1 人につき 5 万円（第 2 子以降も同額）

3 支給対象者数

約 1 9 0 0 人（約 1 3 0 0 世帯）

4 支給日

令和 3 年 5 月 1 1 日（予定）（申請不要）

※家計急変世帯については、可能な限り速やかに支給（要申請）

5 補正予算額

1 億 4 2 5 万円（全額国補助）

※令和 2 年度ひとり親世帯臨時特別給付金交付決定額を基準とし、過不足がある場合は、変更交付で対応。

6 その他

住民税非課税の子育て世帯（低所得のふたり親世帯）については、現在、国において、支給を実施する方策を検討中であり、決まり次第実施します。